

第67回 大磯町下水道運営審議会議事録

日 時 令和4年11月10日（木）午後2時00分～午後3時30分

場 所 大磯町役場 本庁舎4階 第一会議室

出席者 委員）渡部委員（会長）、原委員（副会長）、永吉委員、高橋委員、中越委員、薦谷委員、富沢委員 以上7名
事務局）由井参事（下水道担当）兼下水道課長、近藤技幹兼副課長兼係長、木村主幹兼係長、杉山主査
傍聴者）0名

○ 町長あいさつ

○ 会長、副会長の選任

委員の変更に伴い、残された任期内における会長・副会長を改めて選任する必要が生じた。会長・副会長の選任については、審議会規則により互選で決めることになっているが、自薦・他薦がなかったため、事務局案を提示し、会長は渡部委員、副会長は原委員に決定する。

○ 会長・副会長あいさつ

○ 諮問

中崎町長より「大磯町公共下水道使用料の改定について（諮問）」を手渡し。

○ 議事

事務局

「大磯町下水道運営審議会規則第6条第2項」の規定により、会議開催の定数に達しておりますので、このまま会議を開催させていただきます。

本日の審議会の議事としましては、(1)「公共下水道事業の概要について」、(2)「公共下水道使用料の改定について」、また「その他」でございます。

なお、審議会につきましては議事録を作成するため録音をさせていただきますので、ご承知をお願いいたします。

それでは、大磯町下水道運営審議会規則により、会長が議長を務めることになっておりますので、渡部会長、審議会の公開についての確認と会議の進行について、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、まず事務局より説明がありましたように、会議の公開については、委員の皆様のご意見を聞くということですので、これからお諮りしたいと思います。

本日の議事は、「公共下水道事業の概要について」及び「公共下水道使用料の改定について」となっております。

個人情報に係るものではないため、会議を非公開とすべき事項ではないものと考えられますが、委員の皆様どうでしょうか。

委員了承

議 長

それでは、委員の皆様から承認されましたので、本日の会議は公開といたします。事務局に、伺います。本日傍聴希望者はいられますか。

事務局

傍聴人は、おりません。

議 長

傍聴人がいないということなので、引き続き議事に入らせていただきます。

議事に入るあたりに、資料の確認を事務局よりお願いします。

事務局

資料について確認

議 長

それでは、本日の議事（１）「公共下水道事業の概要について」事務局より説明してください。

事務局

それでは、資料１「公共下水道事業の概要について」説明します。

はじめに、１ ページ目の左側、１、「公共下水道事業の建設整備について」を説明いたします。

１）「公共下水道事業の計画概要について」です。大磯町公共下水道事業は、平成元年に相模川流域下水道に加入し全体計画の策定を行い、「相模川流域関連大磯公共下水道事業」として同年 11 月に都市計画決定を受け、その後、平成 2 年 2 月に下水道法、同年 3 月に都市計画法の事業認可を得て事業を進めております。

これまで数回の事業期間の延伸、及び、区域の拡大等の事業変更認可を受け、現在に至っています。

現在の町の全体計画及び事業計画の概要を、表－１に示しております。

続いて、１ ページ目の右側の ２）「公共下水道（汚水）整備状況とその推移」です。

町の公共下水道の整備状況を、「表－２ 令和 3 年度末整備状況」にまとめてあります。

整備済みの面積は、表の上から 5 段目、「整備区域：C」に記載の、497.33ha となっています。

備考欄には整備率を記載しています。全体計画区域（A）638.7ha に対する整備率は 77.9%となっています。事業計画区域（B）602.0ha に対する整備率は 82.6%となっています。

次に、整備状況の推移を、「図－１ 年度別整備面積」に示しております。紫色の棒グラフは、各年度の整備面積を示しています。数値は左軸を参照してください。紺色の折れ線グラフは、平成 2 年度から令和 3 年度までの累加面積を示しています。数値は右軸を参照してください。

２ ページ目には、令和 3 年度末までの汚水の整備状況図を掲載しています。緑色の線で囲んだ範囲が全体計画区域 638.7ha、オレンジ色の線で囲んだ範囲が事業計画区域 602ha になります。赤く塗りつぶした箇所が令和 3 年度に整備を行った箇所、黒く塗りつぶした箇所が平成 2 年度から令和 2 年度に整備を行った箇所になります。

今後の予定になりますが、令和 5 年度末に 36.7ha を事業計画に追加する計画となっており、全体計画区域 638.7ha すべてが事業計画区域となります。追加する主な場所は、生沢地区の「東の池」周辺になります。

町は相模川流域下水道に加入し、平塚市の四之宮水再生センターにて下水処理を行っています。図の右上の相模川流域下水道大磯・平塚幹線と記載されている箇所で町の幹線管渠と接続しています。この為、町の東側より整備を進めてきた経過があります。ここ数年は国府新宿地区及び西小磯地区の調整区域部を中心に整備を進めています。

続きまして、1 ページ目右側の一番下、3)「公共下水道事業の経営について」です。町では、公共下水道事業の経営面においては、経営の更なる健全化に向け、経営状況を、よりの確に把握することができるよう、令和2年度より「地方公営企業法の適用」を図りました。これは、平成27年1月に総務省より、『下水道事業は、特に公営企業会計を適用する必要性が高い事業として「重点事業」に位置付けられ、人口3万人以上の市区町村については、平成27年度から平成31年度まで、5年間の「集中取組期間」内に公営企業会計へ移行すること。』が求められたことから、町も地方公営企業法を適用しました。

令和3年度末現在の県内33自治体の適用状況は28自治体となっており、神奈川県内においても大部分の自治体が地方公営企業法を適用しています。

町では、人口減少に伴う料金収入減や、今後の維持管理を見据えた事業運営に対応するためには、自らの経営・資産等の状況を的確に把握し、経営基盤の計画的な強化と財政マネジメントの向上を目指す必要があり、この対応を図るためにも、公営企業会計の適用に関する取組みを進めました。

議 長

ただ今、事務局から「公共下水道事業の概要について」の説明がありました。昨年、開催された審議会でも、取り上げられた議事で、現時点に更新されたものとなっているものです。この内容について、ご質問等があればお願いします。

委 員

町では令和7年度の概成を目標にして工事を進めていると聞いているが、目標は達成できそうなのかどうか。また、昨今のコロナの状況で、接続率の向上については非常に厳しいものがあるのではないかとと思うが、現状はどうか。

事務局

概成とは「概ねの完成」を意味しているものであり、特に大磯町のような農地を抱えている地域では、農地等に対し積極的に整備を進めていくのはあまり合理的ではないこともあり、整備効果の上がる箇所の完成をもって概成という言葉を使っています。現時点で約78%となっており、若干厳しい部分もあるが、計画的に整備を進めているところです。

接続率について説明させていただきますと、供用開始後3年以内に接続いただくようお願いしています。町では供用開始後3年以内に接続していただいた場合、経過年数と工事費用に応じて奨励金を交付したり、工事費用の融資あっせんの制度を行っています。また、接続促進として、未接続の方、特に供用開始3年以内の方を中心に訪問を行っています。令和元年は訪問活動を実施しましたが、令和2年度はコロナの感染拡大防止のため実施していません。令和3年度は、供用開始2～3年目の方の約160件を訪問しました。1年目の方236件に対し、郵送により実施しました。

委 員

令和7年度までに概成とのことだが、私が住んでいるエリアは私道に面しているが、あと3年の間に、町から何らかの働きかけをしてもらえるのか。

事務局

町としては、現状、主体的に公道から整備をしています。私道については申請をいただいた上で整備を行っています。令和7年度の概成以降に、私道やその他の道路要因などで整備が進められなかった箇所の整備を進めていくことになります。町の見込としては90%ほどで概成を迎えることとなると思われます。概成を迎えた後に、さまざまな要因で整備が難しかった部分の整備を進めていき、最終的には100%にすることと考えております。

事務局

町としては、残された整備を積極的に進めていくということとともに、私道のように個人

の権利関係が絡む場所などは、地権者さんと連絡を取りあいながら、できるところは積極的に進めていきたいと考えています。それと同時に、接続率の向上は非常に重要なため、整備を進めると同時に、未接続者の方への戸別訪問を進めています。コロナの感染状況なども見定めながら進めていきたいと考えております。

議長

他には、よろしいでしょうか？

この議事に関するご意見等は、出尽くされたようですので、次の議事に入ります。

議事2「公共下水道使用料の改定について」事務局より説明してください。

事務局

それでは、資料2「公共下水道使用料の改定について」説明させていただきます。

1ページの左側をご覧ください。公共下水道事業を進めていくためには、下水道管を建設する費用だけでなく完成した下水道管等を維持管理していく費用も必要であり、その主な財源は、公共下水道使用料（私費）と町税（公費）からの補填で成り立っています。このうち公共下水道使用料は、公共下水道事業の健全な運営にとって大変重要である一方、公共下水道を使用する側である町民の生活にも密接に関わるものであるため、一定期間ごとの適正な見直しの検討が必要です。

町の公共下水道使用料は、平成4年4月1日に使用料条例を施行し、これまでに5回に及び使用料改定を行っています。表-3にあるように、直近では、平成31年4月1日に改定を行っており、約3年半が経過しています。

なお、令和3年3月31日現在の県内同規模自治体9町における下水道使用料を比較すると、下段の図-2に示しているように、湯河原町に続いて高い状態となっています。

この9町については、資料1の3)「公共下水道事業の経営について」で説明したように、令和3年度末現在、県内14町村のうち公営企業会計を適用している9町で比較をしているものです。月20m³については、一般的に4人家族の2か月使用量が約40m³と捉えているところで、比較しているものになります。

1ページの右側上段の「1. 前回改定時の経営指標」をご覧ください。先程、説明したように直近で下水道使用料を改定した平成31年4月の際には、本審議会における審議を重ねた結果、下水道使用料で賄うべき費用が使用料により、どれだけ賄われているのかを表す割合である経費回収率と、総務省からの通達で、最低限、行うべき経営努力として使用料徴収、月150円/m³を前提として行われていることが示された平均使用料単価に基づいて、3年毎に約9%の改定するケースを妥当としています。

また経費回収率が100%となるには、令和4年度と令和7年度に同率9%の改定が必要とし、中段に図示しているように段階的に100%に近づけていくことを見込んでいました。

なお、経費回収率については、4ページの参考：3にて、列記していますように、国では主な経営指標と位置付けられています。内容は記載の通りですので、ここでの説明は、割愛させていただきます。

資料は1ページの右側下段にあります「2. 公営企業会計の適用と特徴」をご覧ください。

令和2年度より、公営企業会計方式を適用したことに伴い、公共下水道使用料で賄うべき費用の対象は、汚水処理費に対する管渠費や流域下水道維持管理負担金等の維持管理費と、汚水処理費に対する長期前受金戻入を除いた減価償却費や、企業債支払利息等の資本費となっています。この資本費の取扱いが、公営企業会計適用前は下水道管などの整備に要した借入金を返済する費用となっていたものから、公営企業会計の適用により変わったこととなります。

4ページ左側の参考1をご覧ください。資本費となる減価償却費と長期前受金戻入の概要を示したものになります。減価償却費は、下水道管渠、マンホール、マンホールポンプ等、取得に要した金額を資産が使える年数（耐用年数）に応じて費用配分するもので、長期前受金戻入は、減価償却費のうち国庫補助金・受益者負担金などが占める額となります。一例として取得額50万円、そのうち補助金30万円、起債等20万円というような資産で耐用年

数が5年であれば、補助金等の総額 30 万円÷5年で毎年6万円が長期前受金戻入として収益の方に、また起債等の総額 20 万円÷5年で毎年4万円が費用の方に計上していく会計方式となります。

資料は2ページ左側をご覧ください。表－4に令和元年度から3年度までの決算値により、経費回収率と平均使用料単価の実績を示したものです。

先程、説明したように資本費の取扱いが公営企業会計の適用により変わりましたので、元年度から2年度にかけて大幅な減額が生じたことから、経費回収率が向上する結果となりました。このような状況は大磯町だけではなく、葉山町でも見受けられました。

この要因について、4ページ左側の参考：2をご覧ください。官公庁会計と公営企業会計での経費回収率算出に伴う“資本費”の考え方のイメージです。

上段が官公庁会計での企業債元金償還金のイメージで、償還期間を30年としている中、現状では建設改良を進めておりますので増加傾向の途中にあります。下段が公営企業会計での減価償却費のイメージで、本町の下水道資産は管渠及びマンホールが主となっていますので、耐用年数を50年としている中、ある程度、一定数値が並ぶ状況となり、現時点においては元金償還金よりも減価償却費の方が低い状態となっていることが、資本費の大幅な減に繋がっているものと捉えています。

資料は2ページ左側にお戻りください。図－4は経費回収率の年度別推移で、令和3年度では平成31年想定時の72.02%が95.74%となり、想定より20%以上早く適正な使用料とされる100%に近付いています。

下の図－5は平均使用料単価の年度別推移で、令和3年度では平成31年想定時の149円が144円となり、総務省からの指標値とされる150円に至るまで想定より若干低い状況となっています。この要因としては、公営企業会計では消費税抜きでの計算処理としているため、と捉えています。

次に2ページ右側をご覧ください。県内で公営企業会計を適用する9町での経費回収率と平均使用料単価の比較になります。本来であれば3年度決算値をお出ししたいところですが、まだ出揃っていないので、本日は令和2年度決算値のものとなります。

図－6が経費回収率の比較で100%を超えているのは葉山町だけで、その後は湯河原町、大磯町となっています。

その下の図－7は、平均使用料単価の比較になります。1ページでご説明したように、総務省から経営努力とされている使用料単価 150 円/㎡という指標がありますが、その指標を超えているのは、箱根町・湯河原町となっており、大磯町は近付いている状況にあることが分かります。

なお、表－5の最下段には小さい字で申し訳ありませんが、企業債残高対事業規模比率を記載しており、葉山町は、中井町に次ぐ大きな値となっており、その次が大磯町となっています。先程、資本費の取扱いで企業債償還金から減価償却費に変わったことにより大幅な減が生じ、同じような状況が葉山町でも見受けられると説明しましたが、この企業債残高対事業規模比率が要因の1つと考えています。

続いて3ページ左側をご覧ください。令和3年度決算値を用いて、適正な使用料とされる経費回収率が100%となるための試算をしたものになります。

1ページの「公営企業会計の適用と特徴」のところで説明しましたが、使用料で賄うべき費用（污水处理費）は、下水道使用料（私費）と一般会計繰入金（公費）となっています。公費については、毎年、総務省から一般会計が負担することとされる経費の基準が通知されており、基準に合致する経費を「基準内繰入」、合致しない経費を「基準外繰入」としている中、平均使用料単価 150 円/㎡以上でも賄えない費用については“分流式下水道等に要する経費”として「基準内繰入」、150 円/㎡以下の場合は「基準外繰入」となっています。

従って、平均使用料単価が 150 円/㎡に達した中で、污水处理費が使用料のみで賄えない場合には、一般会計繰入金の取扱いは基準内繰入となりますので、経費回収率も100%となります。

平均使用料単価は、下水道使用料金を污水处理水量で除して求めますので、下水道使用料金が増えると平均使用料単価が上がることになります。その為、現行下水道使用料の基本料

金及び超過料金を何%引き上げれば 150 円/㎡を満たせるのか試算したところ、記載しているように平均で4%必要ということが分かりました。この引き上げは、2か月で40㎡使用された場合211円の増という試算結果となりました。

続いて3ページ右側の「6. 使用料改定に係る今後の下水道事業計画策定予定」をご覧ください。表-7に記載していますように、令和5年度には下水道全体計画の中で、今後数年の間での下水道整備の優先度が高く、整備可能な区域を定める計画を策定します。現在の計画は、資料1の表-1にありましたように平成30年度に策定したもので令和5年度までの計画となっていますので、この計画を更新することになります。

令和6年度には、今後の維持管理計画の策定となりますが、下水道事業ではこの計画をストックマネジメント計画と称されている計画を策定するものです。この計画では国土交通省によるガイドラインに基づいて、施設管理の目標や長期的な改築事業のシナリオを設定し、点検・調査計画や修繕・改築計画を策定していくものになります。

令和7年度には、先程の諮問にありましたように、汚水処理施設整備の概ねの完成と、経営の中心となる投資財政計画の更新を予定しています。この計画では、5年度の下水道事業計画の変更、6年度のストックマネジメント計画を考慮した上での投資・財政計画の更新となり、また令和7年度以降の経営の指標値を見通すことが可能となる予定です。

令和5年度以降は、このような事業計画策定予定であるため、更に3年後となる令和7年度においても適正な使用料の改定を検討する予定です。

従いまして、この度の適正な使用料の改定については、令和5年度以降から7年度までの期間における使用料の改定の必要性について、ご審議をいただきたいと考えています。この5年度から7年度については、令和7年度末までの概成を目指す中、現在の町の組織体制が大きく変わることは想定していない為、令和3年度や4年度などの状況が数年、続くものと考えています。

なお、令和7年度の内水浸水想定区域図の作成については、令和3年の水防法の改正に伴い、一時的に大量の降雨が生じた場合における公共下水道等の排水施設又は河川その他の公共水域に雨水を排除できないことにより想定区域図を作成していくことになるものです。

資料の説明は以上になりますが、本日は、このような状況を委員の皆様にご覧いただき、ご意見を伺えればと思っています。

また、次回の審議会開催を1月に考えていますが、その際には令和4年度予算値での経費回収率等を提示することを考えています。本日、提示する予定でしたが、使用料で賄うべき費用の一部である流域下水道維持管理費等が光熱水費の高騰に伴い、今後、増額が生じる見込みとなり、1月には変更後の数値が確定する予定ですので、次回の審議会において4年度予算値での経費回収率等の提示をしたいと考えています。

また1月には令和5年度予算案の概要が見えてきます。予算書案の数値を基に、汚水処理費に対する維持管理費や資本費、更には経費回収率について、可能な範囲でご提示し、令和5年度以降での使用料の改定の必要性について、ご審議いただきたいと考えています。この後の“その他”のところ、改めて説明させていただきます。

説明は以上になります。宜しくお願いします。

議 長

ただ今、事務局から「公共下水道使用料の改定について」説明がありました。この内容について、ご質問等があればお願いします。

委 員

今後下水道の維持管理が必要となってくると思うが、下水道使用料が下がることはあるのか、下水道の整備の間は上がっていくが、維持管理になると下がるのか、また物価が高騰していることにも合わせて上がり続けるのか。

事務局

町では過去5回ほど使用料の改定を行って、現状に至っています。県内の9町との比較

でも高いところに位置しています。下水道使用料は汚水処理費に充てており、経費回収率が100%になれば上げる必要はなくなると思われます。しかし、維持管理の費用に備えていく必要も出てくると思われるので、使用料を下げるのは難しいと考えています。そのため、先を見越して検討していかなければならないと思っております。

委 員

下水道の場合は、維持管理についても更新費用がかなりかかることになると思う。上水道の使用料についても、長期的な観点から更新費用などを考え、下げるということは難しい。短期的に見て下げてしまうと、後から大幅に上げなければならないということになる。長期的な観点から使用料を決めていくことが必要である。

議 長

下水処理場についても、人口減少という要因があっても規模を小さくできるわけではない。また、物価の高騰もあり、更新費用のことを考えると下げるということは非常に難しいと思う。

事務局

将来的なことを考えた中で、改定すべきタイミングと改定すべき率を慎重に考えなければならないと考えている。

委 員

あらゆる物価が高騰しているが、下水道の運営費についても上がっているのか。

議 長

下水道処理の水再生センターでは、電気料が昨年度の約2倍になっている。来年度も上がる見込みといわれている。また、薬品類なども高騰している。市町にさらに負担をお願いしなければならないことになっている。なるべく縮減できる方法を探っているが、厳しいのが現状となっている。

委 員

下水道処理の立場として流量が増えるのは、経費回収率の観点から考えると良いことなのか、悪いことなのか。

委 員

下水道や上水道のような装置産業はスケールメリットが効くということが大いにある。そのメリットが、どのようなカーブを描くかということは見る必要がある。

委 員

先ほどの説明で、現状の町の経費回収率はよい数字に近づいているのではないかと感じた。プリンスホテルは、令和元年が一番高い流量だったが、令和4年度は令和元年を上回る流量となる見込みです。流量の増加が、町の下水道にとってどのような影響があるかわからないが、そのような状況であるということをご報告します。

事務局

プリンスホテルの流量は、町としても注目している。しかし、好調なところがある一方、町内の多量排水者のうち、操業を止めているというところもある。また、今年度、流域下水道への維持管理費等の増額という話もいただいているので、その金額の確定以後、その数字を踏まえて令和4年度の数値をお示ししたいと考えている。

町長からの諮問書の文面の中でも、昨今の状況をも考慮した中で、財源確保に向けてご検討いただきたい、となっている。資料でお示しした通り、現在、経費回収率はかなりい

い方向へ向いてきているが、次回の審議会で令和4年度の見込みと5年度の予算ベースを基にした見込みをお示しした中で、このタイミングで改定をするべきか、さらに3年後の令和7年度まで据え置くのかという点も含めてご審議いただきたいと思っている。

議 長

その他、委員の皆様から何かございますか。

ご意見等は、出尽くされたようです。

事務局は次回の審議会にて、令和5年度における経費回収率を100%とするシミュレーションを提示してください。その資料を基に、使用料の改定について審議していきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

また次回の日程については、この後の「その他」のところで、事務局から説明があると聞いています。

それでは、その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、資料3「令和4年度 下水道運営審議会開催予定（案）」の説明をさせていただきます。令和4年度の審議会については、上段に記述した本日の11月10日を含めまして3回の開催を予定しています。

中段をご覧ください。2回目の審議内容については、下水道使用料の改定に伴い、令和4年度予算値及び令和5年度計画値での経費回収率の算出と、経費回収率が100%となるためのシミュレーションを提示させていただき、皆様からの意見を伺いたいと考えています。

開催の日程につきましては、皆様に事前に日程調整表をお送りいたしましたが、より多くの委員の皆様にご出席いただける1月25日（水）に開催させていただきたいと思います。この開催通知につきましては、12月の中旬ごろにお送りいたしますので、よろしくお願いします。

下段の3回目の審議内容については、下水道使用料改定に係る審議結果（案）及び答申書（案）の審議をお願いしたいと考えております。

事前に資料送付をしますので、必要に応じて修正を行い、同日、町長への答申書の提出を予定しています。日程については、3月中旬から下旬と考えておりますが、2回目の審議会の際に皆様と調整していく予定です。

また、議事録につきましては、前回と同様、事務局で作成したものを、会長・副会長に確認いただき作成してまいりますのでご承知おきください。

事務局

大磯町の下水道処理につきましては、四之宮の水再生センターにおいて最終的に処理していただいているという状況です。もし、委員の皆様で処理場の見学のご希望があれば、次回の審議会の日程に合わせて見学するのも良いかと思っていますので、調整していきたいと思っています。

議 長

その他、何か、ございますか？

特に無いようでしたら、本日の議事はすべて終了しました。これにて、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局

「渡部会長」、そして委員の皆様、ご審議、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして「第67回大磯町下水道運営審議会」を終了いたします。